学芸大学駅周辺地区
あんしん歩行エリア形成事業計画

平成２３年３月
平成２３年９月改定
平成２７年４月改正
平成３０年４月改正

目　　黒　　区

「あんしん歩行エリア形成事業計画」について

目黒区では、**「学芸大学駅周辺地区整備構想」**（平成 18 年度策定）で掲げた地区の“目指す将来の姿”の実現を目指して策定した**「学芸大学駅周辺地区整備計画」**及び、**「学芸大学駅周辺地区交通バリアフリー整備計画」**の各事業の実現に向けた取組みを進めている。

その一環として、平成 21 年度から、国の補助制度である『あんしん歩行エリア形成事業』（※1）を活用し、学芸大学駅周辺地区の大きな課題の一つである、“安全・安心・快適な歩行ネットワークの形成”に取組んでいる。

「あんしん歩行エリア形成事業計画」は、この補助制度の活用を念頭に、これまで検討してきた交通安全対策について整理したものである。

事業期間は概ね 5 年間を一単位として取組み、「あんしん歩行エリア」（※2）の形成に関

わる事業の①実施箇所、②交通安全対策、③整備順序等を示し、このうち①及び②を「交通安全対策計画」として位置づけ、事業計画の具体化に向けた公安委員会等との協議を進めていくための基本とする。

なお、具体的な整備は、４．整備順序の考え方に基づき対象箇所を選定し、平成 23 年度から順次進めており、各年度の整備にあたっては、整備箇所の関係住民に対して事前説明等を行う。

※1「あんしん歩行エリア形成事業」とは
　交通事故発生割合の高い地区において、これらの問題に対し、公安委員会等と連携して面的かつ総合的に解決していくため設けられた国土交通省・警察庁による施策の一つである。

※2「あんしん歩行エリア」とは
　学芸大学駅周辺地区が指定を受けた「あんしん歩行エリア」とは、「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」で、国土交通省及び警察庁が、歩行者や自転車の安全通行の確保のために、総合的な安全対策を面的に進める地区として選定したエリアのことである。

１．「ヒヤリハット地図」

「学芸大学駅周辺地区整備計画」、「交通バリアフリー整備計画」の対象地区を含み、**交通事故が多いエリアを選定（町丁目）**（平成 21 年 3 月　エリア指定）し、このエリアを対象に**交通の状況確認**（交通量調査の実施、ヒヤリハット図作成）を行った。

「ヒヤリハット地図」は、**地域住民が通勤・通学・買物・散策など普段の生活の中で、車やバイク、自転車に対して「ヒヤリ」としたり「ハッ」とするなど、交通上の危険を感じたポイントを示した地図**のことである。

これまでの学芸大学駅周辺地区の街づくりに関する各種調査の蓄積をもとに、交通量調査結果を踏まえながら、地区懇談会や説明会などでの地元住民の意見を反映して作成した。

「ヒヤリハット地図」を、別添資料－１【ヒヤリハット地図】に示す。

２．交通安全対策の推進

ヒヤリハット地図や交通量調査(平成21年6月)を活用した交通安全総点検の結果をもとに、地区懇談会や説明会での意見・要望を踏まえて交通安全対策について検討し、庁内の関係課との調整及び警察との協議を行いながら、「交通安全対策の推進」について取りまとめた。

以下に、「対策の必要性」、「対策の考え方」、「交通安全対策の推進」、「整備順序の考え方」について整理する。

１．対策の必要性

目黒区の学芸大学駅周辺地区は、交通の便に優れた成熟した市街地である。

環状七号線、目黒通り、駒沢通り、バス通りといった４本の主要な道路で囲まれた地区内には生活に必要な施設が多数立地し、歩いて暮らせる街の要素が整っている。

約８万人/日が利用する駅の東西には、賑わいのある商店街が形成されているほか、みどりの多い閑静な住宅地、碑文谷公園などの地域資源がある。

また小学校をはじめ、幼稚園や保育園等の教育施設がある他、補助２６号沿線には、福祉施設であるスマイルプラザ中央町、特別養護老人ホーム等の整備が進められている。

しかし、地区内の道路は幅員が狭く、また、歩道が整備されている道路が少ない状況の中、通過交通の車両が多く、主要な歩行者動線と自動車動線が交わる交差点、及び歩行者・自転車・自動車が輻輳する主要な自動車動線上で、交通事故が発生している。

また、地域住民からも、交通上の危険箇所が多数指摘されている。

そのため、当該地区は「あんしん歩行エリア」として地域の実情に応じたきめ細やかな交通安全対策を総合的に講じ、地区の安全性の向上を図る必要がある。

２．対策の考え方

地区内の道路は、幅員が狭く歩道整備が困難な状況にあるため、①エリア対策、②路線対策、③交差点対策を組合せて効果的に行い、総合的な交通安全対策により地区全体の安全性を確保するとともに、特に歩行者が集中する駅周辺は、安全に安心して快適に歩行できるような対策を講じる。

(1) エリア対策

「あんしん歩行エリア」外周部の交差点（入口）に、エリア標識を設置し、幹線道路から地区内への流入を抑制する。

また、特に歩行者が多い駅周辺は「歩行者優先ゾーン」を設定し、スピード抑制と流入抑制を図る他、小学校周辺の「スクールゾーン」では、入口部における交通規制の路面標示を明瞭にするなど、児童の安全確保を図る。

【主な整備手法】

ア　あんしん歩行エリア入口

①エリア標識設置、②エリア路面標示

イ　スクールゾーン入口

①ゾーン路面標示(明確化)

(2) 路線対策

「あんしん歩行エリア」内の安全・安心・快適な歩行ネットワークの形成に向け、歩行空間を色(カラー化)により区分することで自動車への注意喚起を行い、歩行者の安全性確保を図る。

また、特に地区内に流入する自動車が集中し、通過交通比率の高い道路については、歩行者空間の拡幅や、道路上へのイメージ狭さくの設置などにより、自動車のスピード抑制を図る。

【主な整備手法】

ア　歩行空間

①路側帯の拡幅、②路側帯のカラー化、③歩道改良等、④全面カラー舗装化等、等

イ　車道

①全面カラー舗装化等、②センターラインの消去、③イメージ狭さく、④カラー舗装化、⑤減速路面標示等

(3) 交差点対策

地区内の歩行者が集中する商店街と主要な自動車動線が交差する危険な交差点においては、歩行者への注意を促す施策を行うことで、自動車への注意を喚起し、交通事故の抑制を図る。

特に、「歩行者優先ゾーン」外周部の交差点及びゾーン内の交差点部をはじめ、通過交通比率の高い小学校周辺では、交差点手前にイメージ狭さくを設置するなど、自動車の流入抑制とスピード抑制、出会い頭の事故防止等を図る。

また、スマイルプラザ中央町・特別養護老人ホーム等への経路と、交通量の多いバス通りとの交差点などでは、信号機を設置するなど、施設利用者の安全性を確保する。

【主な整備手法】

ア　交差点付近

①　メージ狭さく、②止まれ強調路面標示、③自転車止まれ路面標示、④歩行者注意路面標示、⑤カラー舗装化、⑥一時停止標識、⑦ミラー設置、等

イ　交差点内

①カラー舗装化、②交差点マーク(クロス・T字)、③自発光点滅標示、④横断歩道改良、等

3．交通安全対策の推進

「あんしん歩行エリア形成事業」は、区道の道路管理者である区をはじめ、都道の道路管理者である東京都、交通管理者である公安委員会等と連携して面的かつ総合的に解決していくた

め設けられた国土交通省・警察庁による施策の一つである。

「交通安全対策計画」のうち、バス通りの一部の安全対策や信号機の設置・改良は、東京都や公安委員会の事業となるため、今後、要望・協議を行っていく。

ここでは、上記で示した交通安全対策の考え方に基づき、道路管理者(区)事業と、道路管理者(都)、公安委員会等への要望について、それぞれ「２．交通安全対策の推進」を図に示す。

（別添資料－２【交通安全対策計画〔道路管理者（区）事業〕】、別添資料－３【交通安全対策計画〔道路管理者（都）事業、公安委員会等への要望〕】参照）

４．整備順序の考え方

（1）整備順序の考え方

「２　対策の考え方」に基づき、以下の路線や交差点については、早急に整備を進めることが必要であると考える。

ア　交通実態からの視点

（ア）自動車交通が集中し、かつ、通過交通比率が高い路線

イ　重点エリア対策からの視点

（ア）歩行者が集中する「歩行者優先ゾーン」や児童への注意が特に必要となる「スクールゾーン」に接する路線とそのゾーン内側の路線

ウ　住民意向

（ア）ヒヤリハット図等により、危険度が高いとの指摘が多い路線や交差点

（イ）地元要望が多い、地元要望が集中している路線や交差点

エ　主要な公共施設の立地状況

（ア）不特定多数の人が利用する、もしくは、高齢者や障害者、児童等が利用する施設の周辺等

（2）整備済み路線

上記「整備順序の考え方」に基づき、平成２３年度から平成２９年度までに交通安全対策を行った箇所を以下に示す。

整備年次	整備路線	整備手法
平成２３年度	・鷹番通り(バス通りから目黒通りまで) ・旧六中跡地南側道路	エリア対策＋路線対策＋交差点対策
平成２４年度	・東西商店街通り(歩行者優先ゾーン内)	路線対策＋交差点対策
平成２５年度	・東西商店街通り(歩行者優先ゾーン外)	路線対策＋交差点対策
平成２６年度	・唐ヶ崎通り(歩行者優先ゾーン内)	路線対策＋交差点対策
平成２７年度	・鉄道脇商店街（バス通りから唐ヶ崎通りまで)	路線対策＋交差点対策
平成２８年度	・歩行者優先ゾーン内生活道路（東側)	路線対策＋交差点対策
平成２９年度	・碑文谷公園通り（バス通りから碑文谷公園高架下交差点まで)	エリア対策＋路線対策＋交差点対策

（3）整備予定年次と主な整備対象路線

（別添資料－４【交通安全対策(整備順序)　◇全体事業(区)】参照）

「(1)整備順序の考え方」に基づき対象箇所を選定し、順次、交通安全対策を進めていくこととし、整備予定年次と主な対象路線を以下のとおり設定する。

整備予定年次	主な整備対象路線	主な整備手法
平成３０年度	・歩行者優先ゾーン内生活道路（西側） ・バス通り（鷹番通りから碑文谷公園通りまで）	路線対策＋交差点対策
平成３１年度	・碑文谷公園通り（碑文谷公園高架下交差点から目黒通りまで） ・歩行者優先ゾーン内生活道路（東側）	路線対策＋交差点対策
平成３２年度	・鷹番小学校前ほか道路	路線対策＋交差点対策
平成３３年度	・碑文谷公園周辺道路	路線対策＋交差点対策
平成３４年度	・歩行者優先ゾーン外生活道路（西側） ・歩行者優先ゾーン外生活道路（南側）	路線対策＋交差点対策
平成３５年度以降	・上記以外の路線	上記整備手法を適宜活用

《注》東京都事業、交通管理者事業については、要請・協議を進めていく。

また、整備状況により目標年次は必要に応じ見直しをていく。

なお、エリア対策については、平成３０年度以降の整備予定とする。

《改定の経緯》

平成３０年４月３日付け目都整第３４８号により目黒区実施計画の改定（平成３０年３月策定）に伴い整備路線の見直しをした。

５．今後の進め方

「交通安全対策」について、警視庁（公安委員会：交通管理者）や東京都へ要望や協議をして進めるとともに、区の実施計画の改定等により当該計画と整合させるため整備路線を順次見直し等を行い、各年度の具体的な整備について地域関係住民と調整を図りながら、連携・協力して事業を進めていく。

学芸大学駅周辺地区 「あんしん歩行エリア」の形成

別添資料－１

■ ヒヤリハット地図

別添資料－２

学芸大学駅周辺地区　「あんしん歩行エリア」の形成

■　交通安全対策計画　〔道路管理者（区）事業〕

学芸大学駅周辺地区　「あんしん歩行エリア」の形成

別添資料－３

■　交通安全対策計画〔道路管理者（都）、公安委員会等への要望〕

別添資料ー4

学芸大学駅周辺地区「あんしん歩行エリア」の形成

■　交通安全対策（整備順序）　◇全体事業（区）